

(出勤の要請)

第6条 甲は乙に対し、第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出勤を書面又は、電話等により要請するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(出水時等河川巡視)

- 第8条
1. 洪水時、地震時等における堤防・護岸・水閘門等の河川管理施設等の状況を把握するための河川区域内の巡視は、河川法第77条第1項に定める河川監理員より要請する。
 2. 乙は、巡視要請があった場合は、巡視（及び情報収集）に必要な人員体制を確保し、常に気象情報、水位の状況等を把握しながら、中津出張所またはダム管理課と連絡を密にして、別紙1「九州地方整備局出水時河川巡視規程」及び別紙2「河川管理のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き（案）」により巡視を実施するものとする。
 3. 河川監理員は、緊急時に延滞なく対応できる巡視員等を確保するために、乙に訓練の要請をすることができる。
 4. 乙は、洪水時、地震時等における河川巡視を熟知している巡視員を配置すると共に、河川監理員の要請を受け河川巡視の訓練を実施するものとする。
 5. 乙は、円滑な巡視を行うために必要な巡視員を確保するものとし、河川監理員に書面により報告するものとする。
 6. 乙は、河川監理員の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できる。
なお、巡視等の1時間あたりの単価は下記のとおりとする。

○出水時等河川巡視

(単価は、消費税抜きの単価)

| 対象時間 | 時間帯 | 1時間あたりの単価 |
|--------|-----------|-----------|
| 5時～22時 | 初めから8時間 | 円 |
| | 8時間を超える部分 | 円 |
| 22時～5時 | 初めから8時間 | 円 |
| | 8時間を超える部分 | 円 |

○連絡員

(単価は、消費税抜きの単価)

| 対象時間 | 時間帯 | 1時間あたりの単価 |
|--------|-----------|-----------|
| 5時～22時 | 初めから8時間 | 円 |
| | 8時間を超える部分 | 円 |
| 22時～5時 | 初めから8時間 | 円 |
| | 8時間を超える部分 | 円 |

○ライトバン運転

(経費は、消費税抜きの単価)

| | | |
|---------|----------|---|
| ライトバン運転 | 1時間あたり経費 | 円 |
|---------|----------|---|

7 甲の第6項に基づく乙の支払いは、月毎を基本とする。

(契約の締結)

第9条 甲の出動要請があった場合には、乙は甲と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

ただし、本協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

(業務等の指示)

第10条 業務等の直接の指示は、当該業務区間を担当する出張所長またはダム管理課長等が行うものとし乙はその指示に従うものとする。

(業務等の実施及び報告)

第11条 1. 乙は、第6条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長等に書面により報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(雑 則)

第 1 4 条 この協定の証として、本書 2 通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 日

甲 住所 大分県中津市大字高瀬 1 8 5 1 - 2
氏名 国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 中元 道男

乙 住所 ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○
氏名 ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○